

第 22 期  
大分海区漁業調整委員会

第 10 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 4 年 6 月 14 日(火) 午後 3 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



第22期大分海区漁業調整委員会第10回委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月14日(火) 午後15時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)  
阿部 貴 史  
藤本 昭 夫  
齋藤 信 二  
須川 直 樹  
渡邊 英 敏  
疋田 一 則  
清家 皆 一  
山本 勇  
小野 裕 佳  
濱田 貴 史  
阿部 義 広  
森崎 真 吾  
山尾 和 久  
本庄 新  
  
欠席委員 なし  
  
事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主任、  
  
農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長  
  
漁業管理課 甲斐主任  
  
水産振興課 渡邊課長補佐、上田技師  
  
臨席者 なし
4. 議事録署名委員 阿部義広委員、本庄新委員
5. 協議事項及び審議の結果  
第1号議案 あわび類、うに類の採捕の禁止について

審議の結果 第2号議案	原案のとおり委員会指示を発出することに決した 知事管理漁獲可能量の設定について
審議の結果 第3号議案	異議のない旨答申することに決した 連合会区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣に ついて
審議の結果	原案のとおり承認することに決した

## 6. 審議概要

事務局長            それではただいまから、第22期大分海区漁業調整委員会第10回委員会を開会いたします。本日の進行をさせていただきます事務局長の倉橋です。よろしく願いいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、定員15名中15名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立してありますことをご報告いたします。

本日は高野審議監兼漁業管理課長が出席していますので、挨拶をお願いします。

高野審議監            ( あいさつ )

事務局長            ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日は、表紙に議案書と書かれたものと右肩に資料と書かれたもの、合計2点の資料をお配りしています。また、全漁連の会報も封筒に入れてありますので、後程ご覧ください。よろしいでしょうか。

今回もタブレットをご用意しています。お手元の資料と同じデータを入れてありますので、なれていただくためにも、是非タブレットを中心にご覧ください。

それでは、大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっていますので、以後の議事進行を小野会長にお願いいたします。

議 長            議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思いますが、阿部義広委員と本庄委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

第1号議案の「あわび類・うに類の採捕の禁止について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の3ページをご覧ください。

第1号議案の「あわび類、うに類の採捕の禁止について」ご説明します。

大分県漁業協同組合では、あわび類、うに類の漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流を行うとともに、その放流場所を2年間禁漁とする資源管理を実施しています。この取組の実践に係る公的担保措置として、大分県漁業協同組合長から委員会指示の発出の要望があったものです。

4ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しを掲載しています。

「1の禁漁区の設定」をご覧ください。

津久見地区でうに類の、米水津地区であわび類の放流場所周辺を2年間禁漁区とするため、委員会指示を発出してほしいという要望であります。

5ページが委員会指示案でございます。

「漁業法第120条第1項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。」としていますが、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」と試験研究等については、適用除外しています。

漢数字の一の禁止区域では、1はあわび類の佐伯市米水津地区、2はうに類の津久見市四浦地区の禁止区域をそれぞれ表示しています。

最後のところの漢数字の二の禁止期間ですが、令和4年9月1日から令和6年8月31日までの2年間としています。

6、7ページが禁漁区の位置をわかりやすく示した図です。

両地区とも継続となっています。

以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第1号議案につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

渡邊委員           あわび・うにの禁漁を2年間するというのですが、磯焼けとか環境の変化とかがあると思いますが。大丈夫でしょうか。

事務局長           もともと、漁業者が種苗を放流して、2年間守って育てていく場所として要望があったものです。当然生育に適した場所が、要望されていると認識しています。

渡邊委員           資源を復活したり、守ったりするには、掃除等が必要になると思いますが、立入りとかは大丈夫でしょうか。

事務局長           掃除等をしているという話は聞いたことがありませんが。

疋田委員           潜水する人が、育ちやすい場所を選んで放流しているので、磯焼けしている場所とかではないでしょうし、掃除などはしないと思います。

議 長               とにかく採捕は禁止ということですか。よろしいですか。  
他にご意見はございませんか。  
他にご意見もないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同           異議なし。

議 長               異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。  
次に、第2号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長           議案書の8ページをお開きください。  
大分県知事は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、大分県に配分された漁獲可能量を大分県資源管理方針の中で設定された知事管理区分に配分し、漁獲可能量を設定することになっています。  
今回、まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定にあたって、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。  
9、10ページには、大分県知事から本委員会あての諮問文の写

しを、載せております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明します。

上 田

水産振興課の上田です。

お手元の資料の1ページをご覧ください。

知事管理漁獲可能量の設定について説明します。

知事管理漁獲可能量は漁業法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。

具体的には、国から各都道府県に配分された特定水産資源、いわゆるTAC管理魚種について、漁業種類等で定めた知事管理区分に配分する数量を設定します。

本県では現在、まあじ、まいわし、くろまぐろ小型魚・大型魚、するめいか並びにまさば及びごまさばが該当しています。

今回はこのうち、令和4年7月1日から令和5年6月30日までが管理期間であるまさば及びごまさばについて漁獲可能量を設定するものです。

表の下の点線枠内をご覧ください。

漁獲可能量の設定の考え方についてご説明します。

国は、国全体の漁獲量のうち、上位8割を占める県に対しては、数量を明示して配分を行い、その他の漁獲量の少ない県は現行水準とあって、漁獲努力量を通じた管理を行っています。

資料1ページ中段「知事管理区分への配分案」の上の表「まさば及びごまさば」をご覧ください。

大分県の漁獲可能量ですが、今回まさば及びごまさばは現行水準となり、目安数量として4,235トンが示されました。

目安数量とは、表の下の※2にありますように、現行水準管理を行う管理区分が、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより管理するための目安となる数量のことで、数量明示の漁獲可能量のように漁獲量を超過しても、直ぐに助言や指導の対象となるものではありません。

本県で漁獲されるまさば及びごまさばは国全体と比較して僅かであることから、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で1つの管理区分とし、国から配分された全量を当該管理区分へ配分することとしています。

まさば及びごまさばは現行水準管理として、漁獲努力量を通じた

管理を行うこととしており、漁獲努力量の指標はこれまでどおり漁船の隻数とします。

資料下段のその他には、知事管理漁獲可能量に関する事項を記載しています。

国からの配分量は、最新の資源評価結果によって毎年更新されるので、今後、変更される可能性があります。

また、国の留保枠や調整が整えば他県から漁獲可能量を貰う「融通」という仕組みもあり、漁獲可能量の上限を引き上げることも可能です。

また、数量配分と現行水準の基準については、くろまぐろを除いて3年を目処に見直される予定です。

その他、参考として資料2ページには国からの漁獲可能量に関する通知を、3ページにはまさば及びごまさばの過去の漁獲実績を、4ページには大分県資源管理方針の関連部分の抜粋を、5ページには法律の関連部分の抜粋を記載しておりますので、参考にしてください。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

疋田委員 今年の日安数量は4,235トンということですが、ごまさばやまさばは、例年は3月、4月から漁獲があるのですが、今年は漁獲がありません。今年この数量に満たなかったら、来年日安数量を下げられるのでしょうか。

上 田 令和3年から5年までは、基準となる数値が決まっています。下がるというよりは、同じような日安数量になると思います。

疋田委員 では、来年は下がらないということによいでしょうか。

上 田 今のところは安心していただいいてよいかと思います。

議 長 他にご意見ございますか。  
他にご意見もないようですので、第2号議案については、原案の



とおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

次に、第3号議案の「連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の11ページをご覧ください。本年度も8月以降に周防灘、伊予灘、豊予連合海区漁業調整委員会が予定されています。

各連合海区漁業調整委員会をスムーズに運営するため、これに関連する事前協議等に委員を派遣したいと考えています。

まず、周防灘関係で、小型底びき網の操業状況等に関する県内漁業者からの聞き取りに渡邊委員を、次に豊予の関係でまき網、はえなわ及び一本釣り漁業の入漁に関する愛媛との事前協議に疋田委員と須川委員を派遣する予定です。

出席する委員の方には報酬及び費用弁償を支給しますが、その根拠として、こういった派遣について委員会規程には記述がありません。

このため、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り会長が定めるという委員会規程第15条に基づき、お諮りするものです。

なお、記述された方以外に委員派遣が必要になった場合や変更があった場合は、事務局が会長と協議のうえ決定することも合わせてご承認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第3号議案につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見がないようですので、第3号議案「連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について」は、原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり承認することとします。

これで議案については全て終了しました。

次に、その他の報告事項にうつります。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の12ページをお開きください。

知事管理漁獲可能量の追加配分についてです。

令和3年10月8日（金）に開催された第22期大分海区漁業調整委員会第5回委員会において、大分県資源管理方針に係る漁獲可能量について、管理年度途中で国等から追加配分が得られた場合の配分ルールが制定されました。

その中で、迅速な配分を行うため、追加配分の全量を数量割当されている知事管理区分へ配分し、大分県海区漁業調整委員会へは事後報告とするとされたため、それに基づき報告するものです。

今回、追加配分があったのはくろまぐろ（大型魚）です。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明します。

上 田 それでは、説明させていただきます。

資料1ページ中段「知事管理区分への配分案」の下の表「くろまぐろ」をご覧ください。

今回、くろまぐろについて、令和4管理年度大分県漁獲可能量に、国から追加配分がありました。

小型魚については追加無し、大型魚については当初配分6.4トンに対し0.6トンの追加となっております。

本県において漁獲されるくろまぐろは混獲程度でわずかであることから、漁業種類別、海域別で数量は定めておりません。

そのため、0.6トン、そのままくろまぐろ（大型魚）漁業区分に追加配分しました。

なお、くろまぐろの令和4管理年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間となっております。

資料の6ページをご覧ください。

令和3年度第22期第5回の大分海区漁業調整委員会において、漁獲可能量の追加配分があった場合の配分ルールが制定されました

ので、改めて簡単にご説明させていただきます。

まず、＜経緯＞ですが、これまでは、国留保等から大分県の漁獲可能量に追加配分があった場合、知事管理区分に漁獲可能量を配分するには、法第16条第5項の規程により準用する同条第2項の規程に基づき、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くこととなっていました。

しかしながら、大分海区漁業調整委員会への諮問を経るには多くの時間を要し、迅速な配分が困難であることから、あらかじめ大分海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により知事管理区分に配分できるよう、配分ルールを設定したものであります。

＜配分ルール＞についてご説明いたします。

まず、1. 国留保等から追加配分が得られた場合は、その全量を、数量明示で割り当てされている知事管理区分に配分いたします。

この場合、大分海区漁業調整委員会への諮問は行わず、事後報告いたします。

ただし、2. 迅速に配分する必要性がなく、県全体の漁獲可能量の状況を勘案して配分方法を決定すべきと判断される場合には、海区漁業調整委員会へ諮問することとしております。

以上より、今回のくろまぐろの追加配分については事後報告とさせていただきます。

その他、参考として資料7ページには国からの漁獲可能量に関する通知を記載しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの報告にご質問はありませんか。よろしいでしょうか。特になければ、これをもちまして本日の委員会を終了します。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第10回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和4年6月14日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員